

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定について

次代を担う子供たちが健やかに生まれ育つ環境をつくるため、次世代育成支援対策推進法が2003年に制定されました。この法律に基づき、当社では、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等について「一般事業主行動計画（行動計画）」を2005年に策定し、取り組みを実施してまいりました（第一期計画～第六期計画 2005年4月1日～2023年3月31日）。

このたび、2023年4月1日～2026年3月31日までの3年間の計画期間とする、「行動計画」（第七期）を次の通り策定しましたので、お知らせ致します。

日本冶金工業株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年4月1日から2026年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：育児支援に資する制度・仕組みについて、制度の運用状況等を確認しながら、労使一体で、幅広く検討を行う。

[対策]・2023年4月～ 中央生産委員会等の場にて労使委員により、現行制度の運用状況を相互に確認しながら、改善点等について幅広く検討を行う。

目標2：積極的に育児に参加できる時間を増やすことを目指し、所定時間外労働の削減を進める。

[対策]・2023年4月～ 労働時間実績のフォローを行うとともに、適切な人員配置による労働時間の平準化等を通じて、全社での所定外労働時間の削減に努める。

目標3：年次有給休暇取得を奨励し、仕事優先の生活から、仕事時間と生活時間のバランスが取れた働き方に意識を変えることを促す。

[対策]・2023年4月～ 年休の時季指定義務化を遵守し、取得の少ない従業員に対して上長を通じた取得勧奨を行うことで年休取得率の向上を図る。

目標4：若年者に対する就業体験機会等を提供し、次代の産業を担う人材の育成に貢献する

[対策]・2023年4月～ インターンシップ等の就業体験機会を、大学生・院生だけでなく高校生にも拡大する（継続）。

以上